

国家税務総局「非居住納税者が享受する租税協定の優遇管理弁法」の公告解説

国家税務総局が公布した「非居住納税者が享受する租税協定の優遇管理弁法」（2019年第35号）は2020年1月1日より実施する。非居住納税者の租税協定の享受を簡素化するため、国家税務総局は元の管理弁法（国家税務総局公告2015年第60号）を改定した。改正の主な点は下記のように纏める。

変化	元弁法	新弁法
報告表の提出	1. 非居住納税者の税収居住者身分情報報告表（表様式計2枚） 2. 非居住納税者が租税協定を享受する状況報告表（表様式計7枚）	1. 非居住納税者が租税協定を享受する情報報告表（表様式1枚）
資料準備	申告時に下記資料を提出必要 1. 租税協定を締結した相手方の主管当局が発行した税収居住者の身分証明 2. 所得の取得と関連する契約、協議、董事会・出資者会決議、支払証憑等の権利所属証明 3. 租税協定優遇の享受条件に符合するを証明できるその他の資料	左記資料を備付・保管必要
責任	非居住納税者または源泉徴収義務者は提出資料の完備性、報告表記載情報の真実性・正確性を保証する。 租税協定優遇を享受する前に、非居住納税者または源泉徴収義務者から提供を受けた資料に対し、所轄税務当局は審査を行い、一部の事前の監督・指導の責任を果たしている。 租税協定優遇を享受した後、下記状況以外、所轄税務局は別途で資料または説明を要求しない。1. 所轄税務局は管理中において、報告表及び資料をもって非居住納税者が租税協定優遇の享受条件に符合すると証明できないことを発見した場合。2. 非居住納税者には脱税・租税回避の疑いがある場合。	租税協定優遇を享受する前に、資料の完備性、協定享受可否の判断はすべて申告者（非居住納税者または源泉徴収義務者、以下同様）が自己判断するものとなり、判断ミスによる責任も申告者により負う。

改正後は、非居住納税者が「自己判断・申告・資料保管」の取扱方法で協定待遇を享受する。

新规定の本質から見ると、申告者が準備すべき資料は改定前とほぼ同じだが、申告当時に提出必要がなくなり（申告者自己保管）、税務当局が調査され資料提出の要求を受けた時に、提出すれば良いと改定され、事前提出すべき資料が減少されており、申告時点では手続きが簡素化されている。

但し、資料完備性、協定享受可否の判断に関するリスクは申告者に移られ、非居住納税者の租税協定享受手続きを簡素化している一方、適法・適切処理したい申告者としてはリスクを高めているとも思われるので、今回の改訂は会社として必ずしもメリットがあるとは限らない。

中国国内における日系企業が外国の非居民企業へ利息配当金、特許権使用料、コンサルサービスの提供等を含める非貿易性質の代金を支払う時に、租税協定優遇を享受するかどうかについては、「中国人民共和国企業所得税法」（以下は「国内法」を略称）に合わせて、支払先の所在地区が中国政府と締結した租税協定において約定内容により判断する必要がある。

租税協定は国内法以上な特惠条件を与えられない場合、企業は代金支払時に租税協定の享受手続きを行う必要がなく、国内法の規定により取扱えばよいと思われる。国内企業が日本国企業への非貿易性質の代金支払について国内法と租税協定の相違点は下記通りである。

項目	国内法		②租税協定(例:中日両国)	
	課税所得額	税率	課税所得額	税率
配当金、利息 特許権使用料	支払うべき代金全額	①10%	支払うべき代金全額	10%
コンサルサービス	中国国内での役務提供は国内所得に該当するため、中国国内で課税する必要がある。 当該役務提供に係る支出、費用が合理的に認識できる場合、課税所得額は収入から費用支出を差し引いた金額とする。 通常、実務上は収入に税務機関が査定した利益率に乗じた金額を課税所得額とする。	25%	中国国内で提供したコンサルサービスは同一項目または二つ以上の関連項目で、その業務期間は任意の連続 12 ヶ月の間連続或いは累計で 6 ヶ月を超えていない。 上記業務の期間が任意の連続 12 ヶ月の間連続或いは累計で 6 ヶ月を超えた場合、国内法が規定した課税方式により実行する。	免税 25%

注記:①企業所得税法上の税率は20%、企業所得税実施条例はそれを10%に減少させたため、実際の適用税率は10%である。
②中国と各国が締結した租税協定は異なっており、例えば、国内企業がシンガポールへ利息を支払う時に、相応な条件を満たす場合5%の優遇税率を享受できる。そのため、国外へ上記代金を支払う時に、当該国家との租税協定の規定に合わせて法律根拠を選択できる。